

## 国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針

〔平成19年5月10日〕  
学 長 決 定  
改正 平成26年12月25日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)において、競争的資金を中心とする公募型の資金を適正に管理するために必要な事項が示されたことにより、国立大学法人筑波大学(以下「本学」という。)においては、学長の責任とリーダーシップの下で実効性ある体制を整備することとし、研究費のみにとらわれずに教育に係る経費も含めた全ての教育研究費を対象として不正防止対策の基本方針を定め、本学の役員、職員、学生及び本学の教育研究費の執行に関わる者(以下「役職員等」という。)に対し周知徹底することとする。

### 1. 責任体系の明確化

- (1) 本学の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則、国立大学法人筑波大学財務規則に基づき定めている教育研究費における運営及び管理に係る責任者を体系的に明示する。
- (2) 本学の役職員等は、教育研究費の運営及び管理について本学規則を遵守するとともに、公正性・有効性を考慮の上その執行にあたるものとする。

### 2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

- (1) ルールの統一化を図るとともに、役職員等にとって分かりやすいルールとし、その周知を図る。
- (2) 職務権限の明確化のため、教育研究費の執行について権限とその責任を明確にする。
- (3) 役職員等に対し不正対策に関する方針及びルールを理解させるためのコンプライアンス教育を実施し、受講の機会に受講状況を管理監督する。
- (4) 役職員等に対し本学で定める行動規範や各種ルールを周知徹底し、その意識向上を図る。
- (5) 機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、不正に係る調査の体制、手続き等を明確に定める。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

- (1) 不正を発生させる要因を把握するとともに、当該要因に対応する具体的な不正防止計画を策定及び計画を実施するため学長の下に教育研究費管理推進委員会を置き、その除去に努め、不正の未然防止を図る。
- (2) 教育研究費管理推進委員会要項は別に定める。

#### 4. 情報発信及び監査体制の確立

- (1) 教育研究費の運営及び管理に対する学内外からの相談等に積極的に対応する。
- (2) 内部監査の充実を図り、内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

##### 附 記

この基本方針は、平成19年5月10日から実施する。

##### 附 記

この基本方針は、平成26年12月25日から実施する。